

**社会福祉法人浜田市社会福祉協議会PRキャラクター  
「ふくっピー」デザイン等使用に関する取扱要領**

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人浜田市社会福祉協議会PRキャラクター「ふくっピー」のデザイン等を社会福祉法人浜田市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）以外の者が使用するために必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、本会に属するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) デザイン等 … 「ふくっピー」のイラスト、立体物またはこれらに準ずるもの
- (2) キャラクターデザインマニュアル … デザイン等の使用方法等について、本会が定めたもの
- (3) グッズ等 … デザイン等を使用した商品、景品、商品等のパッケージ及びこれらに準ずるもの

(デザイン等使用料)

第4条 デザイン等を使用する際の料金は、無料とする。

(使用可能範囲)

第5条 デザイン等の使用可能な範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地区社協
- (2) 本会が助成金を交付する団体
- (3) 本会が後援等名義使用を承認した事業
- (4) 本会会長（以下、「会長」という。）が特に認める団体

2 前項第2号に規定する団体については、助成金の対象となる事業に使用する広報媒体や配布物に使用を限定する。

(使用に伴う負担)

第6条 本会は、デザイン等を使用した際に係る金銭的及び人力的な負担は行わないものとする。

(遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクターデザインマニュアルに従って使用すること。
- (2) デザイン等の使用権を他に譲渡し、又は、転貸しないこと。
- (3) デザイン等の一部のみを使用したり、変形したり、色の変更をしないこと。
- (4) 法令に違反し、又は、公序良俗に反する恐れがないこと。

- (5) 特定の政党、宗教団体を支持、支援するものでないこと。また、これらを支援若しくは公認しているような誤解を与える恐れがないこと。
- (6) 公共性、公益性を有し、営利を主たる目的としていないこと。
- (7) デザイン等を使用したグッズ等の完成品は、速やかに会長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。

(免責事項)

第8条 本会は、使用者及び第三者に対して、デザイン等の使用に係る損失補償等、その他いかなる責務を負わないものとする。

(その他)

第9条 この要領の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成29年3月1日から施行する。